

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律に基づく役務提供拒否に係る情報提供等について（通達）

令和３年８月３０日 佐本刑企発第132号、佐本捜二発第64号
佐本生企発第462号
刑事部長及び生活安全部長から、関係所属長宛て

（概要）

本通達は、契約締結時の本人確認義務等に違反して契約された通信可能端末設備又は契約者特定記録媒体が特殊詐欺及びヤミ金融事犯等に利用されている実態に鑑み、関係所属に対し、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第11条各号に基づく携帯音声通信役務等の提供拒否の活用に努め、契約締結時の本人確認義務等に違反して契約された通話可能端末設備等の一掃を図るよう指示したものである。